

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので公告します。

令和6年4月11日

魚沼市長 内田 幹夫

1 契約概要

- (1) 番号・件名
債 114 号 公共施設予約システム利用契約
- (2) 契約内容
別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和11年9月30日まで
- (4) 使用料
契約上限額 9,000,000 円 (税込)

2 参加資格

本プロポーザルの参加は、【様式1】企画提案書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。

- (1) 令和4・5・6年度魚沼市保守管理等入札参加資格者名簿に登録されている者、または企画提案書提出時点で申請書を受理されている者であること。
- (2) 自治体へ公共施設予約システムの構築等の実績（SIを含む）があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 自己または自社の役員などが、次のいずれにも該当する者でないこと、および次の(ア)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律（平成3年法律第77号）2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2号第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、または第三者に損害を与える目的をもって暴力団、または暴力団員を利用している者
- (オ) 暴力団、または暴力団員に対して資金などを提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (カ) 暴力団、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (キ) 暴力団、または暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

なお、複数者共同で提案（以下「共同提案」という。）に参加する場合は、共同提案の代表者は上記(1)から(6)までの要件を全て満たし、代表者以外の者は上記(1)から(4)までの要件を全て満たしていること。また、共同提案に参加する者は、単独での提案又は他の共同提案に参加することはできない。ただし、業務提携や再委託等により一部システムのみ他社製品で提案する場合は、共同提案とはみなさない。

※ 共同提案を行う場合には、「様式3 協力事業者調書」に記載の上、提出すること。

3 手続等

(1) 事務局

〒946-8601 新潟県魚沼市小出島 910 番地
新潟県魚沼市役所 総務政策部 企画政策課 情報管理係
電話：025-792-1425 FAX：025-792-9500
E-mail：johosys@city.uonuma.lg.jp

(2) 実施要領の交付期間及び交付方法

- ア 交付期間 令和6年4月11日（木曜日）から令和6年5月7日（火曜日）まで
- イ 交付方法
魚沼市ホームページからのダウンロードによる。

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

- ア 提出期限 令和6年5月7日（火曜日）午後3時まで
- イ 提出場所 上記(1)事務局
- ウ 提出方法 持参または郵送すること。ただし、郵送の場合は書留郵便とし、提出期限に必着のこと。※ 電子メールによる提出は受け付けない。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 契約保証金 魚沼市財務規則第126条の規定に基づくものとする。ただし、同規則第129条に該当する場合はこの限りではない。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)事務局

- (5) 虚偽の内容が記載されている企画提案書は、無効とする。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (7) プロポーザル内容等に関する質問及びその回答
質問がある場合は、【様式8】質問書を提出すること。質問書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。
- ①提出期間
交付の日から4月23日（火曜日）午後3時まで
- ②提出場所・方法
【様式8】により質問書を作成し、電子メールに添付すること。
※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。
※ 複数の質問がある場合は、適宜行を追加し、1枠に1件の質問を記載すること。
※ 電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。
- ③質問書の回答
質問に対する回答は、令和6年4月26日（金曜日）【予定】までに質問者名を伏して質問のあった全ての事業者に電子メールにより回答するほか、市のホームページにて公開する。
- (8) 詳細は「公共施設予約システム利用契約 プロポーザル実施要領」による。